

時 期	その他
区 分	建築物の安全性確保
分 野	地震保険
検 証 項 目	地震保険

根拠法令・事務区分	地震保険に関する法律 (その他関係法令:地震再保険特別会計法、保険業法、金融商品の販売等に関する法律、保険契約者等の保護のための特別の措置等に関する命令、損害保険料率算出団体に関する法律、消費者保護基本法、消費者契約法、金融商品の販売等に関する法律等)
執 行 主 体	地震保険制度については各損害保険会社による。 地震再保険制度(超過損害額再保険制度)については国による。
財 源	超過損害額再保険方式による国の負担限度額は地震再保険特別会計による。(人件費及び事務費等の財源は一般財源より受入)
概 要	地震保険制度は、昭和39年の新潟地震を契機に、昭和41年に国による再保険制度のもとに創設された。以来、補償内容を半損や一部損まで拡大すること、火災保険契約に原則付帯とし、付帯しない場合は契約者の意思表示を必要とすること、引受限度額の拡大、一回の地震で支払う総支払限度額の引き上げ等の改正が実施されてきたところである。 阪神・淡路大震災では、約7,500棟が焼失したが、震災後において地震保険未加入の焼失世帯に対して火災保険で損害保険金が支払われことに関して訴訟問題が発生した。 阪神・淡路大震災以降、損害保険会社による補償内容の改善や保険料割引制度の導入、災害に対する国民の意識の変化などもあり、震災前に比して地震保険世帯加入率は増加傾向にあるものの、いまだ低い水準にとどまっている(例:兵庫県で世帯加入率12%強)。このような中、地震保険の義務化や地震保険法によらない住宅共済制度の提案など、地震災害に対する補償のあり方等に関する意見等が出されている。

阪神・淡路大震災時における取組内容とその結果	
国	阪神・淡路大震災に対してとった措置 阪神・淡路大震災に対してとった措置の結果 地震保険 = 民間損害保険会社による
県	阪神・淡路大震災に対してとった措置 阪神・淡路大震災に対してとった措置の結果 地震保険 = 民間損害保険会社による
市 町	阪神・淡路大震災に対してとった措置 阪神・淡路大震災に対してとった措置の結果 地震保険 = 民間損害保険会社による
そ の 他	阪神・淡路大震災に対してとった措置 民間損害保険会社においては、契約者からの事故報告や契約状況の確認により所要の損害調査を行い、保険金の支払いを行った。  阪神・淡路大震災に対してとった措置の結果 阪神・淡路大震災における地震保険の支払件数・支払金額 ・損害保険料率算出機構に報告された支払いデータによると、支払件数は65,831件、支払保険金の総額は約783億円であった。(日本地震再保険株式会社作成の再保険金請求時付属書類「契約府県別元金支払保険金集計表」より)  表 府県別支払件数・支払保険金

府県	支払件数		支払保険金	
	(件)	割合(%)	(百万円)	割合(%)
兵庫県	41,883	63.6	62,073	79.2
大阪府	23,047	35.0	15,740	20.1
その他	901	1.4	534	0.7
計	65,831	100.0	78,347	100.0

(平成16年3月末現在)

日本地震再保険株式会社作成の再保険金請求時付属書類「契約府県別元受支払保険金集計表」より  
 その他とは福井、長野、岐阜、愛知、三重、滋賀、京都、奈良、和歌山、鳥取、岡山、広島、徳島、香川、愛媛、高知の各県

- ・日本地震再保険株式会社集計によると、平成16年3月31日現在の地震保険金の支払件数は65,831件、支払保険金783億円となっている。

### 阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組内容とその結果

国

#### 阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組

##### 取組内容

当時の大蔵省においては、平成8年1月1日に、目的別保険金限度額の引上げ（建物1000万円から5000万円、家財500万円から1000万円、家財の担保内容の改善（家財の半損）を10%支払いから50%支払いに引上げ）料率の改定（危険度計算の基本データ更新による引き下げと商品改善による引上げ）を内容とする地震保険制度の改定を行った。

（平成8年1月1日改定の内容）

目的別保険金限度額の引上げ（建物1000万円から5000万円、家財500万円から1000万円）

この地震保険の保険金額が引き上げにより、火災保険に付帯する方式で最高50%まで付帯した場合には、火災保険の建物の保険金額が1億円に達する。

家財の担保内容の改善（家財の半損を10%支払いから50%支払いに引上げ）

家財の損害認定が建物と分離された結果を反映したもので、家財の損害を直接評価する方式に変更になった。この結果、家財の損害額が時価の80%以上になった場合には保険金額の100%の保険金（時価が限度）30%以上80%未満になった場合には保険金額の50%の保険金（時価の50%が限度）、10%以上30%未満となった場合には保険金額の5%の保険金（時価の5%が限度）を支払うことになった。

料率の改定（危険度計算の基本データ更新による引き下げと商品改善による引上げ）

算出基礎データの更新に伴い、建物で若干の引き下げ、家財では前述の担保内容の改善により、地震保険の料率の引き上げが行われた。地震保険には、国の再保険制度があるため、大地震を想定した一地震あたりの総支払限度額が設定されている。

##### 再保険額の改定

- ・阪神・淡路大震災以降、地震保険の契約が増加したことを受け、これまでに4回にわたり再保険額を変更している。

##### 表 支払限度額の推移

	平成7年10月19日～ 平成9年3月31日	平成9年4月1日～ 平成11年3月31日	平成11年4月1日～ 平成14年3月31日	平成14年4月1日～
民間100%、国0%	920億円	1,140億円	750億円	750億円
民間50%、国50%	4,680億円	5,790億円	8,186億円	10,774億円
総支払限度額	3兆1,000億円	3兆7,000億円	4兆1,000億円	4兆5,000億円

- ・国及び損害保険会社負担率は、以下のとおりである。

1回の地震等による損害額が

- ・750億円まで : 損害保険会社負担100%
- ・750億円超10,774億円まで : 損害保険会社負担50%、国負担50%
- ・10,774億円超4兆5,000億円まで : 損害保険会社負担5%、国負担95%



単位：%

都道府県	1993年度	1994年度	1995年度	1996年度	1997年度	1998年度	1999年度	2000年度	2001年度	2002年度
全国	7.0	9.0	11.6	13.1	14.2	14.8	15.4	16.0	16.2	16.4
北海道	4.8	7.4	10.7	12.9	14.2	14.9	15.5	15.8	15.6	15.5
青森県	5.1	6.5	8.0	9.2	9.6	10.0	10.4	10.7	10.8	10.8
岩手県	3.2	4.1	5.0	5.9	6.4	6.9	7.3	7.5	7.5	7.6
宮城県	6.3	7.7	9.8	11.5	12.3	13.6	14.9	15.8	16.1	16.7
秋田県	3.4	4.3	5.8	6.8	7.3	7.7	8.3	8.5	8.3	8.2
山形県	2.6	3.2	4.4	5.2	5.7	6.0	6.3	6.5	6.4	6.5
福島県	5.0	6.0	7.2	8.1	8.7	9.3	9.8	10.2	10.3	10.4
茨城県	6.9	8.4	10.6	12.4	13.4	13.8	14.3	14.7	14.6	14.8
栃木県	6.5	8.0	9.5	10.5	11.1	11.4	11.7	12.0	11.9	12.0
群馬県	5.2	6.2	7.4	8.2	8.5	8.2	8.4	8.5	8.3	8.2
埼玉県	9.4	11.5	14.4	16.4	17.5	17.9	18.4	18.6	18.4	18.0
千葉県	10.5	13.1	16.3	18.4	19.7	20.2	20.7	21.1	21.0	21.0
東京都	16.1	17.9	20.7	22.6	23.7	24.2	24.7	24.9	24.6	24.2
神奈川県	14.3	16.4	20.3	21.3	22.2	22.3	22.8	23.2	23.3	23.3
新潟県	4.7	5.9	8.0	9.3	9.9	10.3	10.8	11.1	11.1	11.0
富山県	2.4	3.6	5.2	6.0	6.4	6.6	7.0	7.2	7.2	7.1
石川県	3.5	5.0	7.2	8.3	9.1	9.5	9.6	10.0	10.2	10.3
福井県	4.9	6.0	7.3	8.2	8.7	9.0	9.4	10.0	10.0	10.0
山梨県	8.2	9.7	11.5	13.1	13.8	14.3	15.0	15.7	16.6	17.1
長野県	2.6	3.3	4.3	4.9	5.3	5.5	5.9	6.2	6.6	6.9
岐阜県	7.3	8.5	10.0	11.4	12.6	13.6	14.7	15.5	15.9	16.5
静岡県	12.8	14.1	16.8	18.3	19.2	19.3	19.4	19.5	20.1	21.0
愛知県	7.9	9.6	12.1	14.5	16.9	18.2	19.6	20.8	22.0	24.0
三重県	4.1	5.4	6.9	8.1	9.1	9.9	10.6	11.2	12.1	13.6
滋賀県	1.8	3.5	5.4	6.5	7.2	7.6	8.3	8.9	9.2	9.5
京都府	2.4	5.1	7.4	8.7	9.4	9.7	10.4	11.1	11.3	11.3
大阪府	4.9	8.5	12.1	13.5	14.4	14.7	15.3	15.8	15.9	16.0
兵庫県	2.9	4.8	8.4	10.2	11.2	11.5	12.0	12.3	12.4	12.4
奈良県	2.8	5.4	7.9	9.1	9.8	11.2	12.5	13.0	12.8	12.6
和歌山県	2.9	5.3	7.4	8.3	8.8	9.2	9.7	10.0	10.6	11.6
鳥取県	5.6	7.3	8.7	9.8	10.7	11.0	11.4	12.8	13.2	13.2
島根県	1.9	2.8	3.9	4.8	5.5	5.9	6.2	7.1	7.4	7.8
岡山県	1.5	3.0	4.5	5.7	6.6	7.0	7.6	8.5	9.3	9.9
広島県	3.4	6.0	9.0	10.8	12.2	13.0	14.2	15.5	17.4	18.2
山口県	1.7	3.2	4.9	6.0	7.0	7.6	8.4	9.2	10.2	10.5
徳島県	3.1	4.9	6.6	7.8	8.6	9.2	9.9	10.5	11.2	11.8
香川県	2.5	4.6	6.8	8.2	9.3	10.0	10.9	12.0	12.9	13.6
愛媛県	1.9	3.0	4.6	5.7	6.8	8.1	9.0	9.8	11.3	12.1
高知県	6.7	7.9	9.4	10.5	11.3	12.2	13.0	13.8	14.4	15.4
福岡県	2.5	4.7	8.0	10.3	12.1	13.3	14.4	15.0	15.4	15.3
佐賀県	0.8	1.5	2.6	3.2	4.0	4.4	4.8	5.0	5.3	5.3
長崎県	2.6	3.5	4.4	4.9	5.4	5.6	5.9	5.9	5.8	5.7
熊本県	3.4	5.8	8.1	9.7	11.3	11.9	13.8	15.5	15.9	16.0
大分県	3.3	4.9	6.5	7.7	8.9	9.3	10.0	10.6	10.9	11.0
宮崎県	3.7	6.2	8.8	11.3	12.8	13.5	14.1	14.7	14.8	14.5
鹿児島県	3.2	5.0	7.4	9.7	12.2	13.1	14.1	14.9	15.1	15.2
沖縄県	0.6	0.9	2.0	3.1	4.2	5.2	6.1	6.6	7.0	6.8

\* 損害保険料率算出機構調べ

\* いずれの年度も、当該年度末の地震保険の契約件数を当該年度末の住民基本台帳に基づく世帯数で除した

(日本損害保険協会資料)

これまでの各方面からの指摘事項

神戸弁護士会は、損保会社、共済組合、監督官庁に対し、1. 約款文言の明確化、2. 約款内容の開示・説明の徹底、3. 地震免責関連事実に関する調査・報告・説明の履行、4. 地震免責条項の適用基準の明確化並びに運用の明朗化を提言している。詳細は提言を参照。(「火災保険および火災共済の現行地震免責条項に関する提言 1996年6月12日」神戸弁護士会)

地震免責条項が定められている火災保険の申し込みを受けた損害保険会社が、後に阪神・淡路大震災の火災で延焼被害を受けた神戸市の住民らに、地震保険について十分説明したかどうか争われた訴訟の上告審判決が九日、最高裁第三小法廷で言い渡された。住民らは地震保険に加入しておらず、説明不足で精神的損害を受けたとして、慰謝料を請求したが、藤田宙靖裁判長は「地震保険に加入するか否かの意思決定は財産的利益に関するもの」と指摘。「情報提供や説明に不十分、不適切な点があったとしても特段の事情がない限り、慰謝料請求はできない」との初判断を示した。その上で、火災保険だけの契約だった住民十九人について、損保会社七社と一団体に計約千二百十五万円を支払うよう命じた二審大阪高裁判決を破棄した。被災住民が敗訴した二 年四月の一審神戸地裁判決が確定した。判決理由で藤田裁判長は(1)住民は申込

書の情報を基に地震保険の詳細な情報を求める十分な機会があった(2) 損保側が地震保険に関して意図的に隠した事実はない」と判断。特段の事情があったとはいえないとした。判決によると、十九人は大震災当日の一九九五年一月十七日午後二時ごろ、神戸市東灘区魚崎北町の靴店で発生し、八十五棟を焼失した火災で延焼被害を受けた。火災保険金の支払いを請求したが、損保会社は地震免責条項を理由に拒否した。二一年十月の二審大阪高裁判決は「火災保険と同時に加入できる地震保険の十分な説明を受けておらず、自己決定権を侵害された」とし、損保側が上告していた。(平成15年12月9日神戸新聞HP)

損保各社が加盟し、地震保険の保険料率を算定している損害保険料率算定会は99年、地震保険加入者(回答者1485人)と非加入者(同1423人)にアンケートを実施した。非加入者が地震保険に加入しない理由(複回答)のトップは「保険料が高い」(47.2%)だった。「(支払われる保険料では)建物の再築ができない」(27.7%)、「地震で被災することはないと思うから」(23.5%)を大きく引き離し、非加入者が「割高感」を感じていることを裏付けた。(平成14年1月17日毎日新聞)

個人資産の補償については、「保険制度」を活用すべきだという提案がある。「強制加入による保険制度を創設」し、被災した住宅など個人資産の救済に一步踏み込むべきではないかという提案や、「総合火災保険に地震保険を強制的に付加」させて国が再保険してはどうかなどの提案がある。県談では、「安心保障システム」として住宅所有者全員の強制加入による保険制度をつくり、今回の被災者についても将来予定される基金から前借りする形で資産補償を行うことも提案された。(『阪神・淡路大震災復興対策支援等のための緊急調査報告書』国土庁防災局)

自然災害に対する国民的保障制度を考えるプロジェクト((財)全労済協会の呼びかけに応じて自然災害に対する国民的保障制度を考える各オピニオン・リーダーによるプロジェクト)においては、基金制度と地震保険・火災保険等の双方による二階建て方式などを内容とする「自然災害に対する国民的保障制度」を提案している。詳細は提言参照。(自然災害に対する国民的保障制度を考えるプロジェクト「自然災害に対する国民的保障制度」平成8年4月1日)

現行の地震保険法に基づく地震保険は任意加入で、商品としての魅力に欠けるため加入率も悪く、支払の限度が厳しいので、本当の大地震には役に立たない。また、危険な地域、危険とされる時期にたくさん加入するという逆選択が起き、保険としては成り立ちにくい。そこで、地震保険を義務づけよという意見がある。しかし、その狙いは逆に法律上の問題を惹起する。強制保険の制度が財産権を侵害する違憲の存在にならないようにするためには、受益と負担がそれなりに合理的な関連性を有する必要がある。商品としての魅力におそよ欠ける保険を強制すること、低リスクの者にも保険料を強制的に課すことは違憲である。(詳細については文献参照)(阿部泰隆「大震災被災者への個人補償 政策法学からの吟味」『ジュリスト臨時増刊号6月20日号1995 阪神・淡路大震災 法と対策』)

#### 課題の整理

地震保険制度の改善・普及

#### 今後の考え方など

引き続き、官民あげて地震保険制度の一層の理解と普及率を促していく。(財務省)